

まちづくり支援事業都市局審査委員会実施要領

平成 27 年 6 月 30 日 住宅都市局長決定

令和 5 年 3 月 15 日 改定

(目的)

第 1 条 この要領は、まちづくり支援事業都市局審査委員会要綱（以下「要綱」という。）第 7 条第 2 項の規定に基づき、委員会の実施にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(検証及び評価に係る依頼)

第 2 条 要綱第 2 条第 1 号又は第 2 号に該当する団体は、「まちづくり支援事業の検証及び評価に係る依頼書」（様式第 1 号）及び次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 要綱第 2 条第 1 号による審査

「まちづくり支援事業検証シート（まちづくり助成）」（様式第 2 号）

(2) 要綱第 2 条第 2 号による審査

「まちづくり支援事業検証シート（専門家派遣）」（様式第 3 号）

2 前項による依頼にあたっては、当該担当課の副申書を添えるものとする。ただし、委員会の庶務を担当する課が担当課となる場合を除く。

(審査)

第 3 条 市長は、前条の依頼を受理したときは、適宜委員会を開催して、第 2 条第 1 項第 1 号から 2 号の書類及び「評価シート（様式第 4 号）」により内容を審査し、適否を決定して、その旨を「まちづくり支援事業の検証及び評価に係る通知書」（様式第 5 号）により、検証及び評価を依頼した当該団体へ通知する。なお、否とする場合は、理由を付して当該団体へ通知する。

附 則

この要領は平成 27 年 6 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は平成 28 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は平成 29 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この要領は平成 30 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和元年 11 月 15 日から施行する。

附 則

この要領は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は令和 5 年 3 月 15 日から施行する。